

「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	川口地区地区計画
建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>法別表第2(イ)項第1号に掲げるもの。ただし、新潟都市計画川口地区地区計画の計画図に表示する専用住宅を規制する区域に限る。</p>
壁面の位置の制限	<p>隣地境界線からは1m、道路境界線からは1.5m。</p> <p>ただし、軒の高さが3m以下の自動車車庫(物置を含む。)は、この限りでない。</p>
垣又は柵の構造、高さ、形状又は材料の制限(高さは道路面からの高さによる)	<p>垣又は柵の構造は、道路に面するものにあつては生垣とし、隣地境界線に面するものにあつては生垣又は高さ1.2m以下のフェンスで透視が可能な形状のものとする。</p> <p>ただし、門柱、門扉その他これに類するものは、この限りでない。(*1)</p>
盛土の高さの制限(高さは前面道路からの高さによる)	<p>0.5m未満。</p> <p>ただし、築山等はこの限りでない。</p>

※用語の説明…建築基準法は「法」、建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については、建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先：新潟市役所 建築行政課 電話:025-226-2849(直通)

*1は、条例第8条に定められている規定です。